

ホームページの在宅ワーク商法

高収入になるとホームページ作成の内職に誘われ、そのために必要な商品などを購入したが、実際は仕事ができないなどのトラブルが急増しています。

事例1

「ホームページを作成する内職をしませんか」と自宅に電話があり、「誰にでもできる当社のテキストで勉強してもらい試験に合格したら仕事を紹介する」と勧誘され約50万円の教材をクレジットで契約した。教材の内容は難しく、高額なので解約したい。

事例2

電話で「簡単な検定を受ければ、パソコンを使ったホームページ作成内職の仕事がある。パソコンの代金は1ヶ月だけ自己負担すれば、その後は仕事の報酬でまかなえる」と言われクレジット契約した。しかし、検定試験は難しく、不合格だった。



特定商取引法では、このような商法を「業務提供誘引販売取引」として規制しています。

- ① 契約前及び契約時の2回にわたり、業務内容などを明確にした書面の交付の義務付け。
- ② 契約してしまった場合は、契約書面を受け取った日から20日以内のクーリング・オフ。
- ③ 業務が提供されない場合は、信販会社に対して支払いを停止する。

トラブルに巻き込まれたら早めに消費生活センターへ相談しましょう。